

地区計画運用基準

【松崎地区】

印西市都市計画課

平成30年4月

目 次

1	建築物等の用途の制限	1
2	建築物の敷地面積の最低限度	5
3	壁面の位置の制限	6

1 建築物等の用途の制限

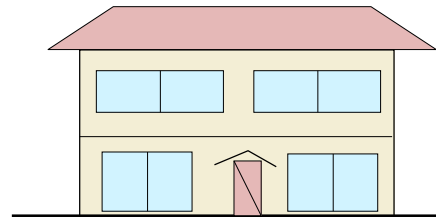
- ・イメージにあった建築物を誘導し、地区の良好な市街地環境を維持・保全するため、用途地域による制限に加え、以下の建築物等の用途について制限しています。

地区名	用途地域	建築してはならない建築物	例 外
A地区 C地区	工業地域	(1) 戸建住宅又は長屋	(1) から (3) までに掲げる建築物については、工業、流通、研究開発及び情報関連の施設等に従事する者の利用に供し、かつこれらの施設と併設し、一体的に配置されるものについては、この限りでない。
		(2) 戸建住宅又は長屋で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	
		(3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）別表第 2 (い) 項第 3 号に掲げる建築物	
		(4) 建基法別表第 2 (る) 項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物	
B地区	準工業地域	(1) 戸建住宅又は長屋	工業、流通、研究開発及び情報関連の施設等に従事する者の利用に供し、かつこれらの施設と併設し、一体的に配置されるものについては、この限りでない。
		(2) 建基法別表第 2 (い) 項第 3 号に掲げる建築物	
D地区	準工業地域	(1) 建基法別表第 2 (い) 項第 3 号に掲げる建築物	

①. 用語の説明

◆ 「戸建住宅」とは

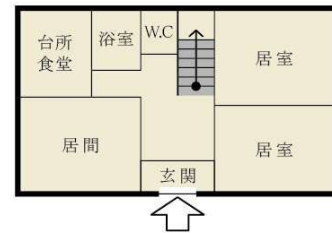
- ・ 1戸の住戸を有する建築物で、次のいずれかに掲げる多世帯同居住宅を含むものとします。



< 「戸建住宅」の例 >

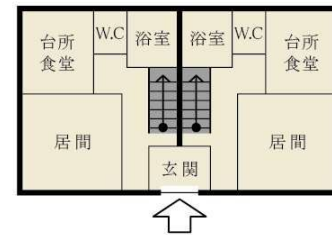
①従来型

- ・ 住宅の全ての居室をすべての世帯が共有するもの



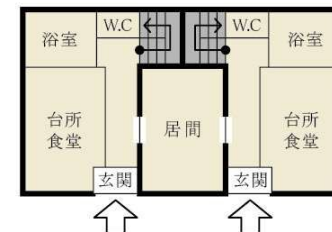
②玄関共用型

- ・ 玄関は共用するものの、台所、食堂、浴室等の全部又は一部が世帯ごとに独立しているもの



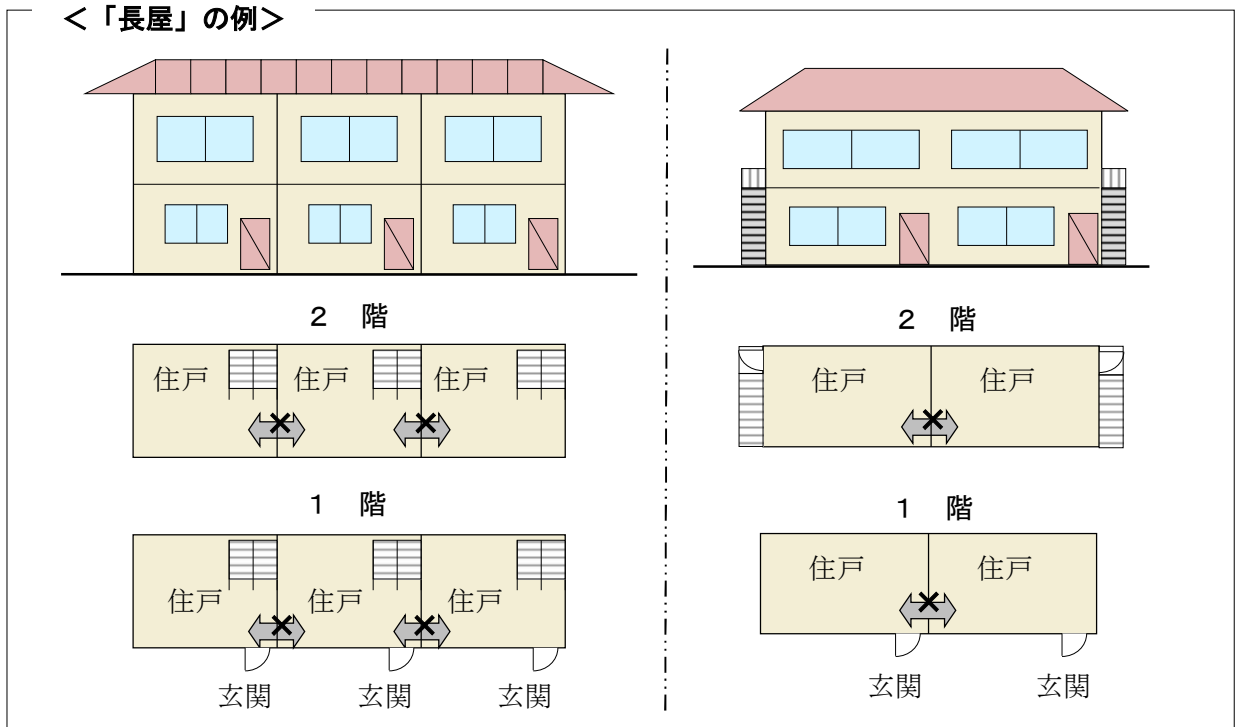
③内部共用型

- ・ 玄関を始めとして各世帯の使用部分が基本的に独立しているものの、住宅の内部で廊下、ホール若しくは階段又は居室等を共用し、各世帯が独立して使用する部分の相互の行き来が住宅の内部で可能なもの



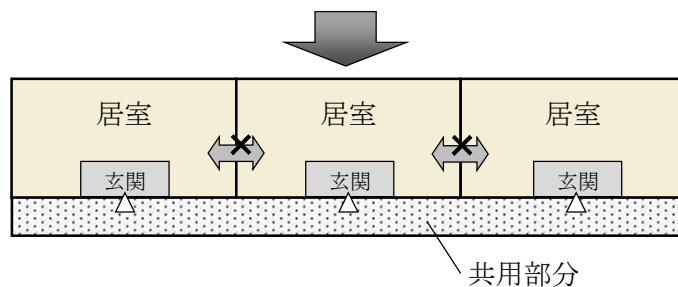
◆「長屋」とは

- ・ 2以上の住戸を有する建築物で、かつ建築物の出入り口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共用部分を有しないものを指します。



◆建基法別表第2（い）項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿

- ・ 共同住宅とは、集合住宅の形式で、1棟の建物に2戸以上の住宅があり、柱、壁、床等の構造、廊下や階段その他の生活施設を共用している住宅をいいます。アパート、マンション等がこれに含まれます。



○「寄宿舎」とは

- ・ 一定管理下の特定の単身者等を対象にした居住施設で、原則的に階段、通路等を共用しているほか、便所、浴室、食堂、炊事場なども共用している建築物をいいます。
- ・ 一般的に学校・事務所・病院・工場などに附属して設けられ、主として学生・職員・従業員のために造られます。

○「下宿」とは

- ・ 家計を共にしない単身者が、比較的長い期間、賃借で滞在・宿泊できるように造られた部屋を持つ家屋をいいます。

■用途制限一覧表

・イメージにあった建築物を誘導し、良好な市街地環境を維持・保全するため、建築物の用途を次のように制限します。

○：建築できるもの ×：建築できないもの ☒：地区計画で建築の一部又は全部を制限しているもの ※これは概要であり、全ての制限について記載したものではありません。		A 地区 (工業地 域)	B 地区 (準工業 地域)	C 地区 (工業地 域)	D 地区 (準工業 地域)	備 考
住宅等	戸建住宅	☒	☒	☒	○	
	長屋、共同住宅	☒	☒	☒	☒	
	寄宿舎	☒	☒	☒	☒	
	下宿	☒	☒	☒	☒	
兼用住宅で、非住宅部分の面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満のもの		☒	○	☒	○	
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が150㎡超500㎡以下のもの	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が500㎡超1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が1,500㎡超3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が3,000㎡超のもの	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡超のもの	×	○	×	○	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡超500㎡以下のもの	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡超1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡超3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡超のもの	○	○	○	○	
ホテル、旅館		×	○	×	○	
風俗施設 遊戯施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッテイング練習場	○	○	○	○	
	カラオケボックス等	○	○	○	○	
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所等	○	○	○	○	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	○	×	○	
	キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等	×	×	×	×	
公共施設 ・学校 ・病院等	幼稚園	×	○	×	○	
	小学校、中学校、高等学校	×	○	×	○	
	大学、高等専門学校、各種学校等	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	
	病院	×	○	×	○	
	公衆浴場	○	○	○	○	
	診療所	○	○	○	○	
	保育所	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	
	自動車教習所	○	○	○	○	
工場 ・倉庫等	自動車車庫（付属車庫を除く）	○	○	○	○	
	建築物付属自動車車庫	○	○	○	○	
	倉庫業倉庫	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）	○	○	○	○	
	パン屋、米屋、豆腐屋、洋服屋、畳屋、建具店、自転車店等で作業場の床面積が50平方メートル以下のもの	○	○	○	○	
	危険性及環境悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	○	○	
	危険性及環境悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	
	危険性及環境悪化させるおそれがやや多い工場	○	○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境悪化のおそれがある工場	☒	×	☒	×	
	自動車修理工場	○	○	○	○	
	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	○	○
量が少ない施設		○	○	○	○	
量がやや多い施設		○	○	○	○	
量が多い施設		☒	×	☒	×	

2 建築物の敷地面積の最低限度

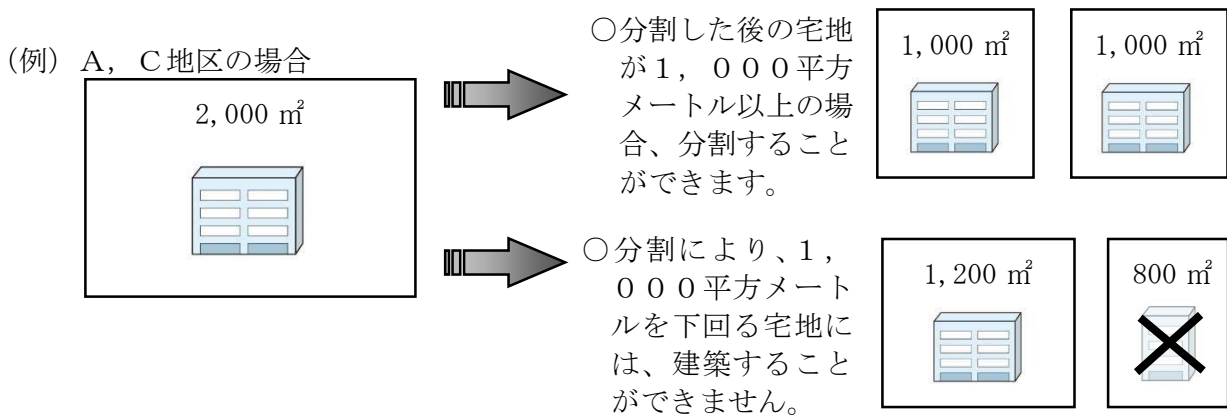
- ・良好な市街地を将来にわたり維持するため、敷地面積の最低限度を定めています。

地区名	A地区	B地区	C地区	D地区
敷地面積の最低限度	1,000㎡	400㎡	1,000㎡	200㎡

※B、D地区については、本地区計画の変更に係る都市計画決定時において、当該規定面積に適合しない土地及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、当該規定面積に適合しないものについて、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するものについては、この限りではありません。
 ※ただし、市長が公益上必要と認めて許可したものについては、この限りではありません。

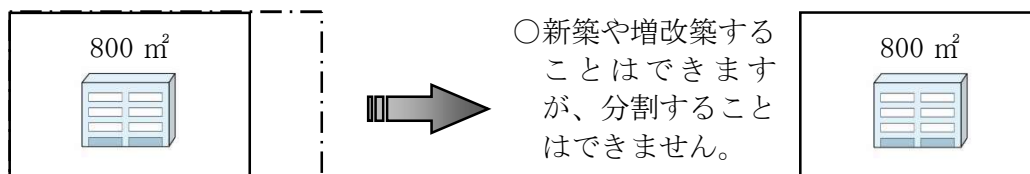
■敷地分割する場合

- ・敷地面積が最低限度以上の土地であっても、分割により、最低限度未満になるものについては建築することはできません。また、既に建築物が存する宅地において、最低限度を下回るような分割は認められません。



■基準時に1,000平方メートル未満の場合（例：A, C地区）

- ・地区計画決定時において、敷地面積が1,000平方メートル未満である土地については、敷地面積の最低限度の制限は適用されません。

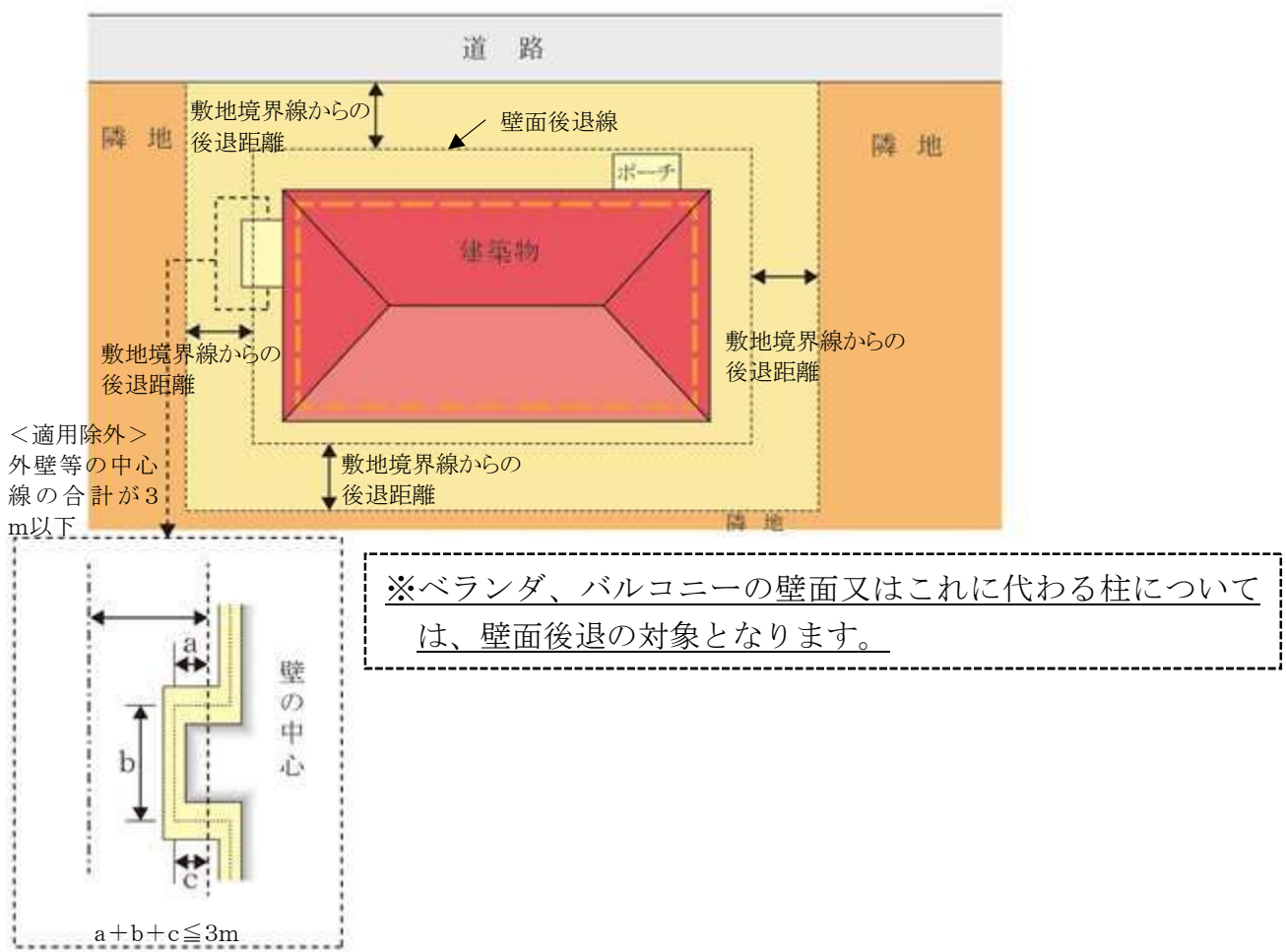


3 壁面の位置の制限

- ・ 建築物を建築する場合は、通風、採光、快適な交通環境の確保などにより、良好な市街地を保全するため、敷地境界線から次に定める距離まで後退して建築してください。
- ・ 敷地境界線から外壁やそれに代わる柱の面までの有効水平距離を、後退する距離と定義します。

地区名	道路境界線からの後退距離は次の値以上とする	敷地境界線からの後退距離は次の値以上とする	例 外
A地区 C地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号壁面線に設定された道路においては3メートル ・ その他の道路については1メートル 	1メートル	市長が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。
B地区 D地区	1メートル	1メートル	<p>以下の各部分においては適用しない</p> <p>ア. 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるとき。</p> <p>イ. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるとき。</p> <p>ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。</p>

①. 建築物の壁面の制限に係る説明図

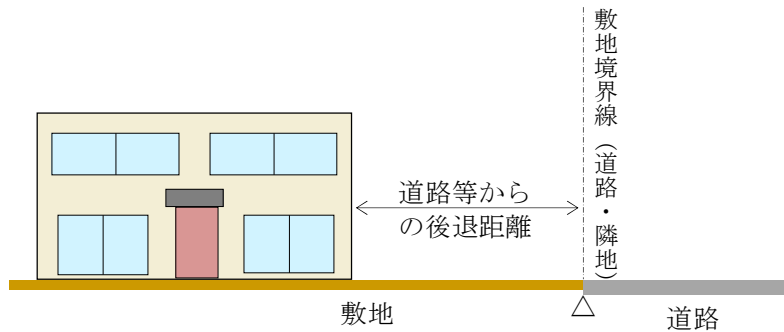


ごみ集積所（ごみステーション）が隣地としてある場合

- ・ 公共用ごみ置場となるごみ集積所（ごみステーション）は、隣地としての取扱いとなります。

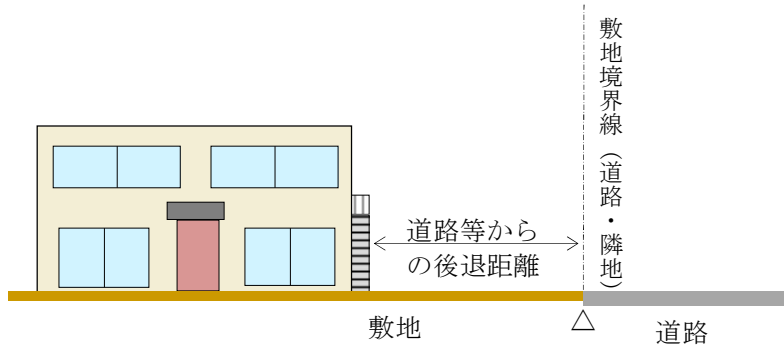
②. 敷地境界線（道路・隣地）からの後退距離の算定方法

○外壁の場合



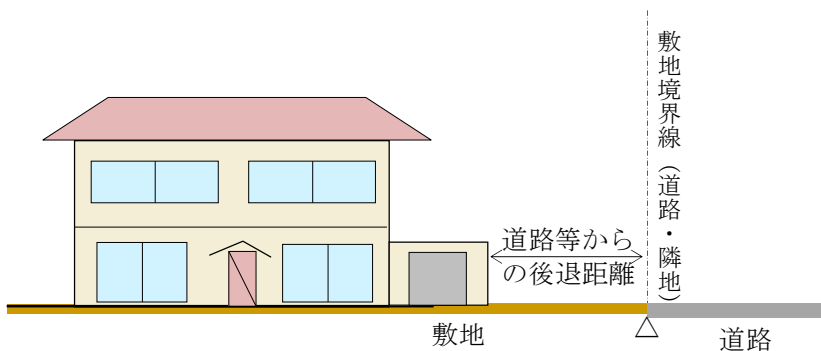
◆屋外階段等について

- ・非常階段などの屋外階段やゴミ集積所（ごみステーション）についても対象となります。
- ・ただし、ゴミ集積所（ごみステーション）について、次の①及び②のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
 - ①宅地内の一面を公共用ごみ置場として利用している場合
 - ②建築物となるボックス型の公共用ごみ置場として利用する場合



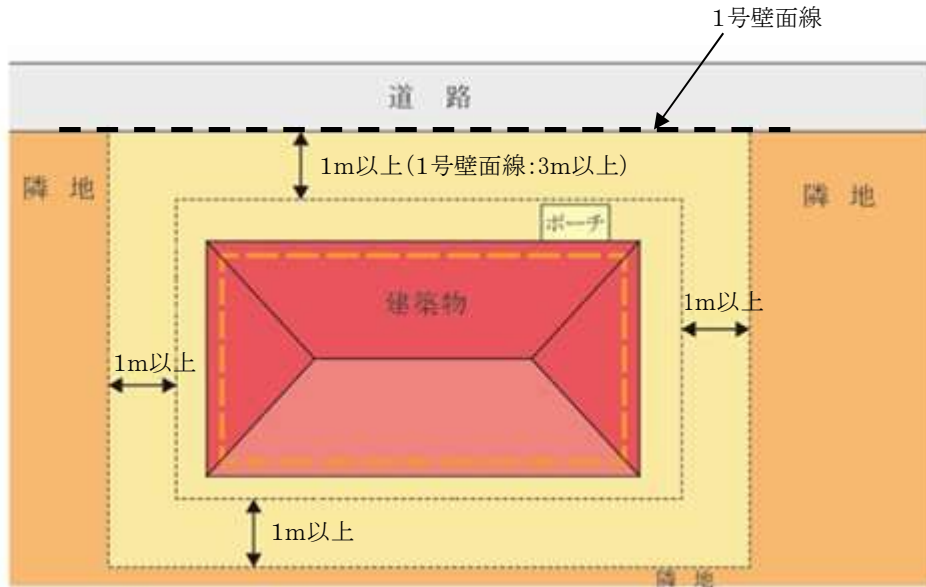
◆他の用途との併用車庫等について

- ・家屋と車庫等(物置等を含む。)が一体的に建築されているものについては、その外壁までの距離となります。

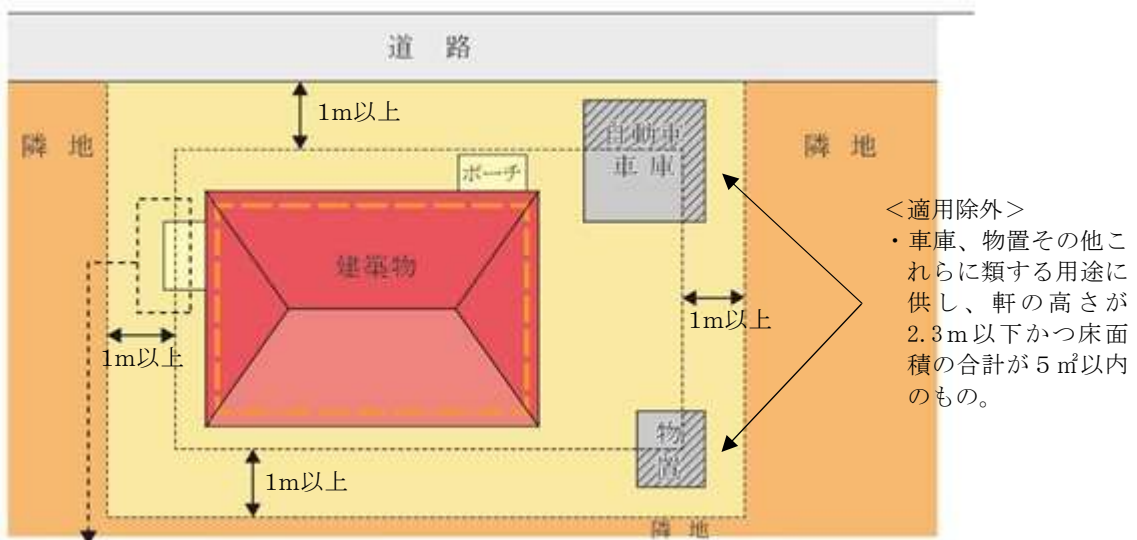


■道路等からの後退距離—地区別

○A、C地区



○B、D地区



<適用除外>
 ・車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以内のもの。

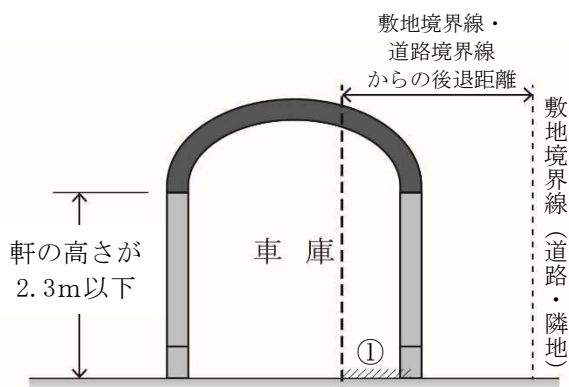
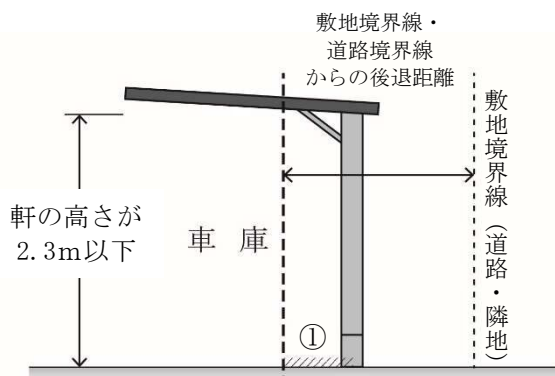
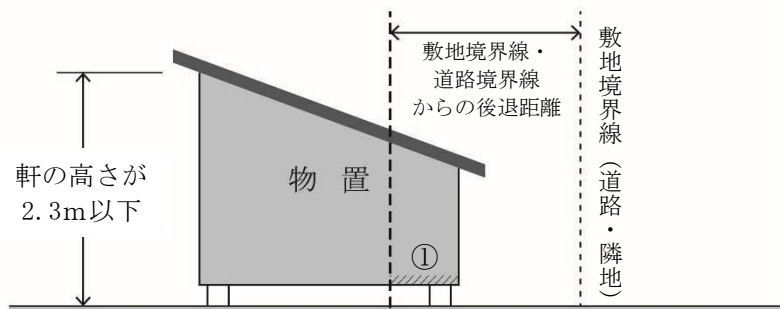
<適用除外>
 ・外壁等の中心線の長さの合計が3m以下

○物置・自動車車庫等の附属建築物

◆B、D地区

・次のような附属建築物は、適用除外となります。

※適用除外となる床面積とは、道路または隣地境界線から後退した距離までの範囲に含まれる物置及び自動車車庫等の床面積を指します。（下図①の部分）



<適用除外>

- ・車庫、物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの